



ともに歩む

No.11

社会福祉法人
中播福社会

法人事務局

兵庫県神崎郡香寺町土師 365 番地 1

TEL .0792 - 32 - 6151

FAX .0792 - 32 - 7250

迎

春



年頭のご挨拶



中播福祉会理事長
香寺町長

橋本良春

新年あけましておめでとう
ございます。皆様にはご家族
お揃いで新春をお迎えのこと
とお慶び申し上げます。

平素は中播福祉会の運営に
つきまして、深いご理解と暖
かいご支援を賜っております
こと、心より厚くお礼申し上
げます。

今、わが国は「構造改革Ⅱ
三位一体の改革」により①国
の補助金を大幅削減。②歳入
補填型の地方交付税のありか
たの見直し。③地方への財源
委譲。これらを実施するため
に、公と民の役割分担を見直
す規制緩和による民間参入の
促進。国と地方の役割分担を
進める地方分権改革の推進。
国民の負担と支給のバランス
を調整する社会保障制度の見
直しなどが進捗しつつありま
す。

この流れと連動して、社会
福祉基礎構造改革において、

「個人が家庭や地域の中にお
いて人としての尊厳を持つて
その人らしい生活を保障す
る。」というこれからの福祉理
念のもと、介護保険制度開始
や、平成十五年度からは、障
害福祉の分野で障害者自身の
ニーズに基づいて自己選択・
自己決定のできる支援費制度
が始まり、これと同時に知的
障害福祉の事務が市町村に委
譲されました。

中播福祉会は、「知的障害
者・障害児に対して家庭や地
域の中で尊厳を持つて、その
人らしい生活を送ることがで
きるように、必要なサービス
を一体となつて総合的に提供
し、援助できること。」を目
指して法人運営を展開してお
ります。

中播福祉会では、施設サー
ビスを拠点にして、平成十二
年度に地域療育等支援施設事
業を開始しました。

ここでの相談ニーズを構成
町との連携調整のもと、ホー
ムヘルサービス事業の実施。
法人独自事業の送迎サービス
の実施。香翠寮でのシヨート
ステイ専用居室の整備。今年
度からは、いちかわ園・いち
かわ園ゆめさき分園での日中
のシヨートステイ事業の実施
を展開してまいりました。

現実には動き始めた支援費制
度ではありますが、障害を
もつた方々の生活支援にこの
ような仕組みが有効に機能す
るとは限りません。そして、
福祉に対するニーズは益々多
様化していくことは間違いあ
りません。

今後、地域の福祉ニーズに
十分応えるべく、県地域福祉
支援計画や各町の地域福祉推
進の計画と連動し、その中で
中播福祉会の役割を果たして
いくことが法人の使命である
と考えております。そのため
にも、効率的な法人運営と
サービスの質の向上を目標に
据え、役員一丸となつて努
力していく所存であります。
更なる地域の皆さまの、ご
理解とご支援をお願い申し上
げまして、新年のご挨拶とい
たします。

中播福祉会に 期待すること



夢前町健康福祉課長

神谷弘文

新年あけましておめでとう
ございます。

皆さまには、輝かしい新春
をお迎えになられたこととお
慶び申し上げます。

近年、わが国においても障
害のある人が障害のない人と
同様に生活し、共にいきいき
と活動できる社会をめざす、
いわゆる「ノーマライゼー
ション」の理念が急速に広く
浸透してきました。障害者福
祉に関して、これまでのよう
な生活支援の面だけでなく、
自立と社会参加を促進するた
め、この理念の実現に向けて
積極的に取り組んでいくこと
が求められてきています。

こうした中で、国の社会福
祉基礎構造改革によって戦後
五十数年間にもわたつて維持
されてきた現行の社会福祉制
度の枠組みが根本的に変わる
うとしている今日、障害者の

福祉サービスも介護保険制度
と同様に、昨年四月一日より
従来の行政主体の措置制度か
ら利用者本位の立場でサービ
スが選択できる「障害者支援
費制度」に移行されてしまし
た。また、この支援費制度へ
の移行に併せて、知的障害者
福祉に関する諸々の業務も住
民にとつてより身近な市町村
において行うこととされ、よ
り地域に密着した施策が推進
されるのが期待されてきて
います。

さて、昨年四月にいろんな
問題点や課題を残した中で慌
ただしくスタートした支援費
制度でありましたが、ようやく
一年を迎えようとしています
が、全国各地域では様々な問
題が生じています。特に共通
して見えることは、利用者にとつて選
択できるだけの活用
資源が整っていないため、支

援費本来の「選択」にはほど遠い現状にあります。

幸い、私たちの地域では、神崎郡五町と夢前町で共同設置した中播福祉会（香翠寮、いちかわ園、ゆめさき分園）によつて必要なサービスを総合的に提供していただいております。特に、当福祉会では構成町との連携を図る中で、支援費制度への移行に先駆けて、平成十二年十月より障害児（者）を対象とした地域療育等支援事業に逸早く取り組むとともに、平成十三年八月には障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業と法人独自の送迎サービス事業への着手、さらに昨年四月には支援費制度の施行に併せて、全施設でのシヨートステイを開始されるなど、地域の特性を活かしたきめ細やかな福祉サービスを提供され、支援費制度の円滑な推進に大きく貢献していただいております。

しかしながら、利用者のニーズにあつた利用者本位の真の福祉サービスを考えたとき、取り組みなければならぬ課題もまだまだ多く残されています。障害者が住み慣れた地域

の中で、安心して暮らせるような支援体制を築いていくところが、今後の中播福祉会に課せられた大きな役割ではないかと考えます。障害者福祉を取り巻く状況もここに来

て益々複雑多様化してきましたが、町行政と十分連携しながら障害福祉向上のため、さらに一層のご尽力をお願いし、新年のごあいさつとさせていただきます。

社会福祉はみんなのもの



いちかわ園長

内井 一也

新年あけましておめでとうございます。皆さまには、輝かしい新春をお健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

今、社会福祉のあらゆる分野で、社会福祉基礎構造改革の名のもとに、制度改革が進展しております。選択・自己決定・契約・利用等々、新たな制度と関連して、このような用語が社会福祉を考える概念として登場してきました。

そこで、新春にあたり「社会福祉はみんなのもの」である、ということを考えてみたいと思います。福祉という言葉

を「世・幸福」とあります。人は皆、幸せを願わない人はいません。充実した人生を送りたいと、誰もが願っています。「人」という文字は、人間が寄り添い支え合いの中で生きていくことを表しています。

一方で私たちは、「人に迷惑をかけないで、自分のことは自分で」と教えられ、そうしたいと努力してきました。これを「自立（律）」「自助努力」と呼び、私たちの社会で生活していくための原則でもあります。

しかし、現実の生活場面では、こうした原則だけでは対応できないことがたくさん

生じてきます。病気・事故・災害・失業・老化や障害などのために、「自助努力」だけではどうにもならなくなり「自立」が困難になる場合です。こうした生活の諸問題への対応を社会的な仕組みや制度で努力していきますよというのが「社会福祉」であるといえます。

日本の憲法十三条には「個人の尊重と公共の福祉」について、次のように記してあります。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」これは幸福追求権とも言われ、人として基本となる人権です。

しかし、現実はどうでしょう。例えば「障害があるために学校へ行けない」と言ったことが過去には多くありましたが、私たちの日常生活の中で、障害者だから、高齢者だから、親がないから、などというように、その人の状況を理由にして社会参加や機会均等が阻害されることが問題になるわけであり、こういっ

た問題は、「自助努力」では克服することはできません。幸せは、一人ひとりが求めていくものです。しかし、それを求め、つかむ機会や条件にいろいろな差別があつてはならないわけです。ここに社会福祉が社会の人と連帯して努力していかなければならないところがあります。

中播福祉会が運営する障害福祉の分野では、平成十五年度から、従来の与えられる福祉といわれる「措置制度」から、利用者主体の選ぶ福祉といわれる「支援費制度」が始まりましたが、地域に暮らす障害者をもつた方々の生活実態には、さらに多種・多様な支援方策の必要性を感じているところがあります。

今後中播福祉会は、障害をもたれた方やその家族の暮らしを支えていく地域づくりは、その人その家族のためだけではなく福祉の町づくりにつながっていくものであると認識し、努力していく所存であり、努力していき地域の皆さまの、ご理解ご支援をお願いします。

『利用者の健康について』

(中播福祉会の嘱託医の立場から)

姫路北病院

Dr 増元康紀

現在、「香翠寮」「いちかわ園」「ゆめさき分園」で嘱託医として健康管理をしている増元です。今後ともよろしくお願いいたします。

今回は、高血圧、糖尿病、高脂血症、痛風などの生活習慣病、それに関連するものとして肥満について書きたいと思います。

現在、我が国全体として、飽食と運動不足から肥満および生活習慣病が問題となってきました。その中で知的障害者はどうなのでしょう。

施設利用者は一般人口に比べて生活習慣病が少ない傾向にあったという統計報告が近年ありました。この背景には、規則正しい生活や適切な食事などの施設の影響があったと考えられます。しかし地域移

行が進む現在、食事の過剰や偏りによる肥満の増加、生活習慣病の増加が懸念されます。

毎年、健康診断の結果、各施設で肥満や生活習慣病が多く見られます。いちかわ園を例にあげますと、平成十三年の検診では、利用者の11・4%が糖尿病について要注意、40%が高脂血症について要注意、32%が高血圧について要注意です。そして、それらの危険因子である肥満について指摘されている利用者は50%のほりです。

肥満は動脈硬化性疾患（脑梗塞、脳出血などの脳血管障害、心筋梗塞、狭心症）高血圧、糖尿病、高脂血症、痛風、整形外科疾患（腰痛、膝関節痛）、呼吸障害（睡眠時無呼吸症候群）などさまざまな疾

患を引き起こすと言われてます。心筋梗塞や脳血管障害などの重篤な疾患にいたるわけですが、初期は自覚症状がありません。そのため、急に食事制限や運動プログラムを開始しようとしても困難です。そして、何らかの症状が出たとしても、急に生活習慣を変えらるというのはやはり難しいことです。

肥満は、カロリー摂取がエネルギー消費を上回ることから起こります。そこでまず、カロリー摂取量に関わる因子を考えてみましょう。ひとつは過食です。ストレスがかかったときには過食傾向になることがあります。もうひとつは摂取パターンの異常が考えられます。例えば早食い、食事を抜く、ながら食い、気晴らし食い、夜遅くの食事などがあげられます。次に、エネルギー消費量に関わる因子としては運動量、運動の強度などが上げられます。

肥満解消の近道は、まず運動です。散歩など、全身を使う有酸素運動を行います。強

さめどとしては脈が120以下がめどです。しかしながら、運動だけでは肥満を改善することは困難です。ジョギングを20分したとしても、その消費カロリーは食パン一枚、缶コーヒー本程度です。食事療法は必要です。

では、食事についてなにに気をつければよいのでしょうか。まずいえることは、簡単で効果のあるダイエット法はないということです。一般的な減らす、食べ過ぎを改めることです。例としては、一日三回規則的に食べる、夜の

まとめ食いをやめる、早食いをやめよく噛む、盛りつけを工夫してみる、家族揃ってゆっくり食べる、食事がすんだら食卓を片づける、家にお菓子などを置きすぎないことがポイントです。

肥満から心筋梗塞や脳血管障害など重篤な疾患にいたることがあります。そして年をとるにつれ、その危険性は高くなります。しかし、急に生活習慣を変えらるということは難しいことです。だからこそ、できることから少しずつ生活の見直しをしてはいかうでしょうか。



法人施設の健康支援

《香翠寮》

嘱託医との連携のもと、看護師による月2回の体重・血圧・脈拍などの身体測定の実施、利用者の健康状態を把握すると共に法定検診の実施により疾病の予防と運動機能の維持向上に努めています。

☆健康管理（毎月）

- 嘱託医検診
- 検尿・検便
- 口腔衛生指導
歯科衛生士に来ていただき、一生使う歯の大切さや磨き方の指導を支援員も受け、一緒になって、“きれいな歯”を心がけています。
- インフルエンザ予防接種（年1回）
集団生活の中で、風邪予防対策として職員も含め全員接種し、日々の生活においても手洗い・うがい等に努めています。

☆一般健康診断

- 視力検査（身近な動物等の絵を使うことにより、視力を測定しています。）
- 聴力検査
- 歯科検診
- 耳鼻科検診
- 町ぐるみ検診（基本検診・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん(男子)）
- 子宮がん検診（女子）
- 乳がん検診（女子）
- 内科検診

☆人間ドッグ

利用者の高齢化に伴い、姫路市医師会にて40歳・50歳・60歳の節目の利用者に対して腹部エコー検診なども取り入れ、いつもの検診より精密に検査し、疾病の予防、早期発見に役立っています。

《いちかわ園・いちかわ園ゆめさき分園》

いちかわ園では、利用者の生活支援を考える大きな柱として『健康』支援があります。具体的な取り組みとして、

- ①日々の運動 ②健康チェックと専門医の健診 ③食と健康 としています。

①日々の運動としては、

朝の体操・歩行（Aコース2キロ・Bコース1.6キロ・Cコース0.5キロ）を利用者個々の体力に合わせて実施しています。

②健康チェックと専門医の健診としては、

月1回の体重・血圧・検温・脈拍の測定、年3回の体脂肪率の測定を実施し、健康カードで家庭に連絡しています。健康診断は8月に実施する市川町町ぐるみ健診・年2回の内科検診・年1回の歯科検診を実施しています。嘱託医の訪問では下記日程で保護者も交えて利用者の健康を考えています。

いちかわ園の年間予定

月	内 容	月	内 容	月	内 容
4	健康相談・保護者との面談	10	健康相談・保護者との面談	1	健康相談・研修
6	健康相談・保護者との面談	11	健康相談・町ぐるみ健診結果指導	2	健康相談
8	健康相談・保護者との面談	12	健康相談	3	健康相談

いちかわ園ゆめさき分園の年間予定

月	内 容	月	内 容	月	内 容
4	健康相談・保護者との面談	8	健康相談・保護者との面談	12	健康相談・保護者との面談
6	健康相談・保護者との面談	10	健康相談・町ぐるみ健診結果指導	2	健康相談・保護者との面談

③食と健康では、

通所施設のため、個々に応じた食事・カロリー調整を図っていますが、朝・夕の食事等については家庭と連携しながら健康に気をつけていきたいと考えています。

中播福祉会「福祉セミナー」

平成15年12月9日(火)に平成15年度中播福祉会・福祉セミナーを香寺町健康福祉センターで開催しました。今回は、弁護士の藤田和也先生をお招きして『くらしを支える成年後見制度』と題して講演いただきました。

当日は、関係者をはじめ管内にお住まいの方々約200名の参加があり、先生の長年の福祉との関わりや、そのお考えも聞け、参加者は熱心に講演に耳を傾けられていました。



厨房職員(嘱託)の採用募集について

- 職 種** 調理員 1名
- 応募資格** ①調理師免許取得者
②普通自動車運転免許取得者
③障害児(者)に理解と熱意のある方
④年齢55歳未満の者
- 受付期間** 1月13日(火)～20日(火)
(土・日曜日及び祝日を除く
9:00～17:00)
- 書類提出** 履歴書・各免許証写し
(調理師免許・運転免許等)
- 選考方法** 面接試験により選考する
※面接日時は後日通知します。
- 問い合わせ**
〒679-2165 神崎郡香寺町土師365番地1
社会福祉法人中播福祉会 香翠寮
☎(0792)32-6151



成年後見制度

成年後見制度は、①自己決定の尊重 ②残存能力の活用 ③ノーマライゼーションなどを理念とし、痴呆症の方や知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の不十分な方を対象として、財産管理や身上看護(本人の意見を尊重して福祉や医療サービスなどの日常的支援)などに伴う行為について、法的に保護支援する制度です。

成年後見制度には次のようなタイプがあります

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

- 援助者は、必要に応じて複数の人や法人を選択することもあります。
- 申立ては、原則として本人が住んでいる所の家庭裁判所に行きます。申立てができるのは、本人、本人の家族の方などです。手続き等については、家庭裁判所で説明してくれますし、窓口には申立て用紙も用意してあります。

編集後記

支援費制度開始から、一年を迎えようとしています。今後とも、広報をとおして様々な情報を流し、地域住民のご理解が得られればと考えております。

最後に広報発刊にあたりお忙しい中、寄稿下さった方々に厚くお礼申し上げます。